平成31年度第1回前橋市総合教育会議会議録

日 時 平成31年4月17日(水) 午後4時15分から午後5時15分まで

場 所 市役所11階南会議室

(市長)

山 本 龍

(教育委員)

 教 育 長 塩 﨑 政 江
 教育長職務代理者 村 山 昌 暢

 委 員 湯 澤 晃 委 員 奈 良 知 彦

委 員 石 井 裕 美

(事務局)

教育次長 越規子 指導担当次長 山 中 茂 樹 堀 井 野 寿 総務課長 村 聡 史 教育施設課長 志 田 文化財保護課長 中 夫 学校教育課長 都 幸 直 隆 所 田 生涯学習課長 若 島 敦 子 青少年課長 渡邉 隆志 総合教育プラザ館長 板 橋 均 図書館長 伊 井 直 文 前橋高等学校事務長 澤昭 小 夫

政 策 部 長 稲 田 貴 宣 政策推進課長 草 野 修 一

教育次長

これより平成31年度第1回前橋市総合教育会議を開会いたします。 本日の進行は事務局で務めさせていただきます。それでは最初に山本市 長からごあいさつをお願いいたします。

市長

教育長及び教育委員をはじめ、傍聴にもたくさんの市議会議員の方、 報道関係者の方に来ていただきお礼を申し上げます。今回の前橋市総合 教育会議においても色々な議論が出来ればよいと思っています。本来で あれば、この前橋市総合教育会議は7月及び12月に開催をしていると ころですが、今回県立高校で起きた高校生の自殺という事案について、 教育委員会でも非常に関心が高いことと受け止め、市長の要望という形 で会議を開催させていただきました。教育委員会における「いじめ」対 応の取組について各委員の皆さまも確認いただきながら、また更なる施 策の拡充へのアドバイスをいただければと思っています。

教育次長

ありがとうございました。続きまして教育長からごあいさつをお願い いたします。

教 育 長

この前橋市総合教育会議は市長を中心として、教育委員と一緒になって協議ができる貴重な場であり、この会議では教育において何か関心事があり、そこに議題があってみなさんと協議することが一番の成果だと考えています。そういった意味で年度初めの4月の早い時期に第1回目の前橋市総合教育会議が開催できたことは非常にうれしい事だと思っています。

本日の議題である「いじめ」への対応については、前橋市の取組について確認いただきながら、子供たちのためになるような協議ができれば と思っています。

教育次長

ありがとうございました。それでは、協議事項に入らせていただきます。

教育次長

議題1 「本市における『いじめ』への対応について

議題1の「本市における『いじめ』への対応について」です。

お配りしてある資料のとおりですが、概要を説明させていただき、そ のあと意見交換とさせていただきます。

それでは、概要につきまして、青少年課長からご説明させていただきます。

青少年課長

前橋市のいじめ防止の取組について画面を見ていただきながらご説明いたします。

配布資料は、1枚のものが、学校の取組と教育委員会の取組をまとめたもの、冊子が平成30年度に改訂いたしました前橋市のいじめ防止基本方針です。なお、スクリーンで説明します内容は、前橋市いじめ防止基本方針に記載してある内容をまとめたものとなります。

画面に映っている写真は、市内の学校のいじめ防止こども会議の様子です。

中学校の生徒が地区の小学校を訪問し、中学校のいじめ防止の取組を 説明し、小学生がそれに対して質問などをしながら、いじめ防止につい て考える活動です。

最初にいじめ防止対策推進法によるいじめの定義をご覧ください。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっています。

いじめ防止の取組には、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る問題であることや「心身の苦痛を感じている子供がいる」ということから、いじめられた子供の立場に立つという視点を持ち、積極的にいじめがないか認知しようとすることが、大切になってきます。

前橋市のいじめ防止の対策の今までの流れを説明します。

前橋市では、平成23年に発生した滋賀県大津市でのいじめ事案を受け、平成24年に「いじめ撲滅宣言」として、いじめ問題に対する市教委と学校が取組んでいる対策とともに、「子どもたち」「保護者」「地域住民」に向け、「市民が一丸となっていじめ撲滅に向けて取り組んでほしい」との願いをメッセージとして示しました。

そして平成25年には、各学校のいじめ対策に対して、専門的な見地からの指導・助言や、学校だけでは解決困難ないじめ事案が発生した場合の迅速な対応、児童生徒や保護者、市民からのいじめや学校生活における悩みに関する相談への的確な対応などを行うため、青少年課に「いじめ対策室」を設置しました。なお、いじめ対策に特化した組織を持つのは前橋が県内唯一です。

国では平成25年にいじめ防止対策推進法が公布され、国や地方公共団体の責務が明記されました。

現在の前橋市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や県のいじめ防止基本方針を受け、平成26年に初めて作られ、法律の改正にともなって昨年改定されたものです。本指針は法律の趣旨を受け、本市の現状を踏まえ、いじめ対策のさらなる充実と効果的な推進を図るため、前橋市教育委員会の執るべき方向を明らかにしたものです。

前橋のいじめ認知件数ですが平成29年度に市内小中特別支援学校でいじめを認知した件数は587件で、昨年度は835件でした。千人当たりにす

ると平成29年度で23.4件、平成30年度で33.7件となります。データが公表されている平成29年度の数値と比較すると、前橋の認知件数は県の14.3件よりも9件ほど多くなっています。

国では、いじめの疑いがあったら小さなものでも、いじめの疑いがあるものとして学校はとらえ、その内容を確認し、解消に向け取り組むよう指示していることから、いじめの認知が大切と考えます。

前橋は群馬県内では、積極的にいじめの認知ができていると判断されます。

具体的ないじめの防止対策についてご説明します。

学校では前橋市のいじめ防止基本方針を受け、実態に合わせて、各学校のいじめ防止基本方針を策定し、ホームページ等で公開しています。

続いて小学校と中学校のいじめ防止基本方針の例です。

学校はこの基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめに対応しています。

そして、いじめ対策の大きな柱はいじめの未然防止です。

いじめの未然防止には各教科や道徳、特別活動などを通して、児童生徒に望ましい人間関係や互いの良さを認め合う心情を育てることは大変重要です。

各学校では、それに向けた児童生徒主体の活動の工夫や教職員の児童 生徒理解を一層進めるための研修なども実施しています。

画面は中学生が中心となっていじめの未然防止に取り組んでいる様子です。

生徒から生徒に向けメッセージなどを出すことは、学校全体としていじめをなくすという雰囲気づくりに大変意味のある活動と考えます。

各学校ではいじめの未然防止と並んで、いじめの積極的な認知についても、工夫して取り組んでいます。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われます。そこで、周囲の人間はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わる必要があります。

前橋市立の小中特別支援学校は、児童生徒にアンケートを毎月実施するほか、生活記録ノートや作文などの記述の確認、面談や行動観察などを複数の職員で行い、児童生徒の変化を見逃さないよう取組んでいます。

アンケートについても本当の気持ちを記入しやすいよう、無記名で実施するなどの工夫をしている学校もあります。また、記入後のアンケートも3年間は保管するなど、いじめの有無を詳細に検討できるようにもしています。

画面はアンケートの例です。アンケートが無記名での回答が可能なも のの例となります。 また、ネットやSNS上のトラブルを相談されることもあります。ネット上のやりとりは、関係者以外はなかなかつかみづらい実態があります。学校はネットの適切な活用などを指導するとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努めるなど、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない、また安心して相談できる体制づくりに取り組んでいます。

いじめの疑いを認識した場合の対応について説明いたします。

担任などの教職員がアンケートや児童生徒本人・保護者、職員の見守り等でいじめの疑いを認識次第、学校長を中心とする校内いじめ対策組織へ報告を行います。

その後は校内いじめ対策組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどしていじめの事実の有無を確認します。その結果は校長から市教委に報告するとともに加害被害児童生徒の保護者に連絡します。

同時に、複数の教職員が協力し、当該児童生徒の見守りを行うとともに、いじめられた児童生徒に寄り添い、支える体制及びいじめた児童生徒への指導やその保護者への助言を行います。

教育委員会ではいじめ対策室が中心になり、学校が適切な対応ができるよう助言を行ったり、指導主事や心理士の派遣を行ったりして、いじめの早期解決のための支援を行います。

いじめ解決後も学校は見守りを継続します。そして、いじめ行為が相 当期間止んでいること、被害児童生徒が苦痛を感じていないことを確認 し、解消と判断します。

学校はその後も当該生徒の様子を注意深く見守ります。

重大事態発生時の対応について説明いたします。

重大事態とは、いじめによる生命・心身・財産等への重大な被害や長期欠席をいいます。

重大事態の発生があった場合、学校は速やかに前橋市教育委員会に報告します。前橋市教育委員会は市長・県教委に報告するとともに、いじめによる重大事態に係る事実関係の調査のための組織として「学校問題対策専門委員会」を設置します。

学校問題対策専門委員会は条例で設置されている機関で、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者などから組織されます。

ここで必要な調査を行い、事実を明らかにして教育委員会へ報告する とともに、いじめを受けた児童生徒及び保護者に、事実関係や必要な情報を提供します。また、いじめ解決のために必要な指示や助言を対応支援チームに行います。

教育委員会は学校問題対策専門委員会より受けた答申内容を市長に報告します。

また、市長の指示により、必要に応じて新たに再調査組織を設置し再

調査を行います。

前橋市のいじめ防止対策の取組のまとめです

前橋市は「学力とともに、人間力、そして心を育てる教育を進めます」をいじめ対策の基本理念とし、4つの柱で対応しています。

- 一つ目が教育活動・研修・啓発活動の充実による「いじめを防ぐ」、 「いじめを起こさない」取組です。
- 二つ目がアンケートや相談体制の充実による「いじめを見逃さない」 取組です。

三つ目がいじめ発生時・いじめ判断時の対応による「いじめを解決する」、「再びいじめを起こさない」取組です。

そして四つ目が重大事態発生時の対応です。

特に、前橋市として県内唯一のいじめ対応専門組織である「いじめ対 策室」がいじめを早期に解決できるよう学校を支援していることが大き な特徴となっています。

以上で前橋市のいじめ防止の取組みの説明を終わります。

教育次長

ありがとうございました。

それでは、ここから意見交換いただきたいと思います。

まずは、教育長さんからお願いいたします。

教 育 長

前橋市の取組について青少年課長から説明をいただきました。

協議の視点を4項目示せていただきました。いじめ防止対策にはいくつかの段階があります。日常の教育活動においていじめを起こさないような取組が一つ。二つ目はどうやっていじめを気付くか、見逃さないでいじめのサインに気づくような取組、三つ目は、もしもいじめが疑われる事態が起きたらどのように対応し解決していくのがよいのか、四つ目はどのような支援が必要か、どんな専門家が必要かとなります。この四つ目は平成27年4月学校問題対策専門委員会を設置しましたが、現在前橋市では四つ目まで対応を必要とする場合にはなっていない状況ですが、四つ目にならないためにも一から三の対応が大事になってくると思っています。そこで、具体的に各項目に分けて協議しご意見をいただきながら総合教育会議を進めたいと思います。

まず、人間関係については最近課題となっているところです。前橋市では平成24年度にいじめ撲滅宣言をし、翌年いじめ対策室を作り、いじめ対策防止基本方針を作り進めていますが、まずはいじめを防ぐための子供同士の人との関わりについて、教育委員のそれぞれの立場からご意見を伺いたいと思います。最初に学校関係である奈良委員から伺いたいと思います。

奈良委員

人間関係については難しい課題と考えます。平成25年度から色々な取組をしていても平成30年度のいじめ認知件数は835件となっています。これが実態であることを認識するとともに、なぜ人間関係が必要かを考える必要があると思います。学校が人間の在り方、他者との関わり方をしっかりと教育していくことが大切だと思います。いじめが解決されていく中で解決できてよかったね、ではなくいじめた側の心理状況をよく掴むことが大切になってくると思います。大人もそうですが、人をうらやむ、妬むことは当然ありますが、様々な経験から解決していく術を学んでいます。当然のように「人と仲良くしようね」「相手のことを尊重しようね」だけでは、いじめの根本解決にならないのではないかと思います。一人一人がそういった環境になったことの背景をしっかりと考え、把握し状況を掴むことが大事だと思います。まず、一人一人が自分の状況を考えて、その後に他者との関わりに発展することが大切になってくると思います。

教 育 長

ただ「仲良くしなさい」と子供に言うだけだと人間関係は上手くいくものではありません。どの子供もいじめの加害者にも、被害者にもなり得ることがあります。悪口を言ってしまった子供に対して、大人がなぜ悪口を言ってしまったのかと聞いてあげる必要があります。ただ、仲良くしなさい、悪口を言ってはいけませんと言うだけでは子供は育たないと考えます。表面だけの仲良しではいじめの課題解決は進まないと思います。親の立場からのご意見として石井委員はどう考えていますか。

石 井 委 員

いじめを防ぐためには、学校での教育の他に親としての子供に対しての教育が大切になってくると考えています。親としてしっかりとした姿勢を子供に見せることで、子供も人をいじめてはいけない、加害者になってはいけないと考えるようになると思います。

教 育 長

学校だけではなく、家庭教育の中でも親の姿勢を見せることがいじめ への課題解決には大切だということですね。

村山委員

いじめはいつでも起きないものではなく、いつでもいじめはあるものだと思います。私自身も小学校時代にはいじめをされたこともあれば、いじめをしてしまったことも正直に言うとあります。自分がいじめに遭っていた時は、なぜ自分がいじめに遭ったのか考えましたが原因は分かりませんでした。しかし、いつの間にかいじめは無くなり、逆に自分がいじめる側になってしまったこともありました。周りの人間を見ていると被害者にも加害者にもなり得ることがあるということです。

また、いじめは残念ですが、無くなることはないと考えます。人間という生き物は集団の中で生きていくため、どうしてもいじめ的な行動が

起きてしまう。ただ、その都度いじめという事案に対して一生懸命に対応していかなければならない。また、いじめは無くならないと言いましたが、いじめを起こさない周りの人間の努力が必要になると思います。

教 育 長

いじめはどこでも、いつでも起こり得ることだという意識が大人にも必要です。子供もいじめをしてしまったり、されたりすることがあるかもしれませんが、いじめという事案が発生してもそのままにしておかないことが次の解決策に繋がると思います。

次に法律家の立場からの意見を湯澤委員からお願いします。

湯澤委員

教育活動の充実から考えると道徳教育が必要になると思います。言い換えれば「法教育」を小中学校のそれぞれの段階で教育することが大切です。子供たちに具体的な事案を示して考えさせることが重要であり、子供たちはいじめと認識していなくても、他人から見ればいじめであるという事案が多くあることに気が付くと思います。本日青少年課から報告してもらったいじめ認知件数ですが、たくさんの事案と情報があるわけなので具体的な事例として子供たちに考えてもらうことがよいと思います。

教 育 長

資料の中にもありますが、中学校で行っている「前橋市いじめ防止子ども会議」では子供たちが中心となっていじめについて自ら考え、いじめをどのように解決していくかを話し合っています。道徳教育も非常に大切なことであり、具体的な事案を基に子供達が話し合い解決策を見つけていくことが重要になってくると思います。

私個人の考えですが、いじめを防ぐ前に、第七次前橋市総合計画の一番最初に書いてある行動指針にもあるように「認め合う」「支え合う」が大事になると思います。色々な特色のある人間はいるけれど、その人の良い部分を見つけ出せる目を子供には持っていただきたい。人の悪い部分は目に付くけれど良い所もたくさんあることを知り、人を認め合い、自分と違うところもあることで支え合うことができる教育が出来れば、いじめの防止に繋がると思います。

次に「いじめの早期発見のための手立て」について、青少年課から取 組を紹介をいただきましたが、この事についてご意見をいただきたいと 思います。

湯澤委員

いじめを100%見逃さないことは難しい部分があると思います。そのため、現在実施しているアンケートを活用したり、親に対してセミナーを実施したり、子供たちにも事案を基に議論させるなどの教育活動の充実を図っていけば子供たちの心の状況は変化していくと思います。例えば、A君とB君が何気なくやっている行動が、C君にとってはいじめ

ではないかと周りの人間が気付けるようになっていくことで、いじめを 見逃さないことにも繋がると思います。また、学校内におけるいじめの 発見については先生の資質が重要になってくると思います。現在前橋市 内の学校は少人数学級を実施していますが、先生が子供たちとよくコミ ュニケーションを図ることも大切になってくると思いますし、アンケー トを実施してもアンケート内容を見極められる先生の資質を向上させる ことが早期に発見などの課題解決に繋がると思います。

教 育 長

学校では子供たちを一番見ているのは先生になります。先生と子供たちの関係を作ることが重要になってくると思いますが、事務局にお聞きします。現在先生の資質向上に向けた研修等について説明をお願いします。

指導担当次長

教員研修においていじめに特化した研修はいくつか実施しています。 初任者研修や2年目研修などの段階を踏んだ研修の一コマにおいて、い じめを取り上げています。具体的には文章化した事例を基に討議を行っ たり、いじめのチェック項目を活用しいじめの背景について話し合う研 修なども実施しています。その他にも生徒指導全般の中でも子供とどう 向き合い、関係を構築していくかなどの研修も実施しています。また、 日常の学校生活の中で先生同士が子供たちの様子を見て、お互い話し合っていくケーススタディなども日々行われていますが、一部の先生だけ が話し合うのではなく、全体に拡がるように教員のゆとりも必要と考え ています。

教 育 長

子供と向き合う時間を確保しないとより良い関係が作れないと思います。奈良委員はどうのようにお考えですか。

奈良委員

先生方の研修も大切だと思いますが、それ以上に先生と子供のふれあいが大切になってくると思います。例えば休み時間に子供と一緒になって遊ぶことで、先生が子供たちに目を向ける。そこで子供達の身振り手振りを見て観察し考えるようになる。結果として先生自身の感性も育っていくと思います。感性が育てば、子供のちょっとした仕草の変化にも気が付くと思います。先生は子供の小さな発信を感じる力を養ってほしいと思います。また、その小さな発信を感じる力が身に付けば、子供との距離が近くなり相談しやすい環境が作れると思います。いじめを受けている当事者は隠そうとする傾向があるので、他の子供たちが先生に相談できる人間関係も作れれば課題の解決に向かうと思います。先生は研修なども必要ですが、勉強だけではなく子供との人間関係の構築のためにもっと時間を割いてほしいとも思います。

教 育 長

今までの総合教育会議の中でも市長から、子供とふれあう時間が持てれば全てが解決できると言っていたことを思い出しながら奈良委員の話を聞いていましたが、学校の中では担任の先生だけではなく関係する職員全てでいじめに気付くということを進めていると思いますが現在進めているチームとしての取組について説明をお願いします。

青少年課長

担任だけでは見とれない部分がありますので、全ての職員が関わることで小さなうちから解決する取組を行っております。その中で特に重要になってくるのは養護教諭の存在です。また、小さな情報であっても校長が中心となって情報を共有しチームとして課題解決を行っているところです。担任一人が問題を抱え込まないような環境を作るようにしております。

教 育 長

いじめの課題解決については先生方も情報を共有することが大事であり、子供もいじめに対しての様々な情報があるといじめに対して気づきが生まれてくると感じました。気づきや発見という観点から村山委員の意見をお聞きしたい。

村山委員

先生方はそれぞれ自分の得意な分野で子供たちに関わることも重要になってくると思います。様々な角度から見た子供の様子や情報を出し合うことで子供の像が見えてくると思います。先生方は忙しいですが、先生同士が会話をして情報共有することが大切になってくると思います。これはいじめに限らず、子供にとっても非常によい教育環境に繋がるはずです。畏まった会議ではなく、職員室内で気軽に情報交換することができれば先生の孤立も防げる。また、先生同士のコミュニケーションが増えれば、自然と子供とのコミュニケーションも増える。そうなれば子供たちが相談しやすい環境になると思います。

教 育 長

普段から子供が相談しやすい環境やいじめを見逃さないための先生同士の情報共有が大切になってきますが、もし、いじめを疑う事案が発生した場合には「いじめを解決する」という支援を行うことになりますが報告にもあったようにいじめ認知件数が多い中でも、重大事案が発生していないというのは「いじめ対策室」の専門的支援が機能しているからだと思います。専門的な支援という観点から湯澤委員はどうお考えでしょうか。

湯澤委員

いじめは担任の先生だけで解決するのではなく、いじめ対策室や他の 先生方など学校全体で対応することが大切です。この会議で具体的な事 例を出すことは申し訳ないですが、私の子供の話をしますと、学校の給 食でお替りが出来なかったと相談をされました。理由を聞くと給食を食

べるグループの中でリーダーの子が給食を食べるのが一番遅い子が後片 付けをするルールを作ったようです。そのためお替りをすると食べるの が遅くなってしまうのでお替りが出来なかったというのです。この件を 考えると、今後このルールを行えば常に食べることが遅い子供が後片付 けをすることになるので問題であると思いました。親としてこのような 状況になったときに、子供に先生に相談してみるように助言をしたとこ ろ、告げ口になってしまうと心配し躊躇してしまうのです。そうした時 に親が先生に相談したほうがいいのか迷いました。結果として、私の子 供が先生に直接相談し解決をしたと聞いています。

いじめは結局、関知した人間の対応によって結果が変わってることに なります。関わった人間が周りの人間を巻き込んで情報共有を図り、解 決に向けて取り組んでいく必要があると思います。

奈良委員

子供同士の関係もあり、やはり直接担任の先生に言えないことも十分 理解できます。私は言えない子供には親が代わりに伝えることは問題な いと思います。そこで担任の先生が子供たちに気づかれないように対応 していくことも先生の資質向上になります。また、保護者と先生が信頼 関係を築くことも大切だと思います。本当は子供自身が問題を解決でき ればいいことですが難しい面もあり、子供が相談できないことを悩んで いるのなら、大人が少しの気づきで上手くサポートしてあげることも大 切だと思います。

湯澤委員

- 今回の話は、当初給食をお替りできないという子供からの相談でし た。しかし、深く考えてみると今のルールだと食べることが遅い子供が ずっと片付けることになる。逆にじゃんけんで片付ける人間を決めるこ とがいいのかと考えると、どこまでがいじめになるのか、どこまでなら いじめではないのかと考えると難しい問題だと気が付きました。

奈良委員

- 今の例はいじめ防止の根底にある核心部分のように感じ、問題解決の ヒントになるように思いました。

教 長 育

いじめとは様々な状況によって異なりますが、いじめ防止対策として は、相談や今の状況を発信することができる子供を育てること。また、 先生をはじめ周りの大人が子供の変化やサインを見抜く力を育てること が重要になり、見抜く力が育てればチームとしていじめを解決すること にも繋がると思います。

チームとして解決するときにいじめ対策室の具体的な支援体制を説明 してください。

青 少 年 課 長 | 事案が発生した場合には、いじめ対策室から指導主事を派遣したり、

心理士やスクールソーシャルワーカーなどの派遣を行い、人間関係の調整なども行っています。しかし、最近では指導主事やスクールソーシャルワーカーだけでは対応が難しい事案も発生しています。いじめが疑われる事案が発生した場合に、子供同士が話し合って解決し納得する場合もありますが、保護者である大人同士が納得しないと解決できないケースも発生しています。大人同士になると法律などの専門的な内容になってしまうこともあり、学校内だけでの対応に苦慮しているところです。

教 育 長

いじめへの対応については、昔と違い色々な課題が出てきているようです。いじめを防ぐ、発見する、解決すると言った前橋市のいじめ防止の取組について議論してきましたが、ここまでで市長から前橋市の取組についてこうあってほしいなどの考えがあると思いますのでご意見をよろしくお願いします

市長

いじめは、学校現場で対応出来ない複雑な課題については専門性の高いチームで対応していると思います。前橋市でスクールカウンセラーなど専門性の高い職員だと思いますが、他市の状況はどうなっていますか。

青少年課長

他市の例としましては、兵庫県明石市では市が直接雇用している弁護士による教育相談などを実施しているケースもあります。また、岐阜市では弁護士会と契約し弁護士を配置し学校で起きる様々な法律的な専門ケースへの助言や学校現場を訪問するなどの対応も行っている例があります。

市長

先ほど各委員からの話もありましたが、湯澤委員からの意見にもありましたが、いじめのアンケートを実施しても本当の事を書けない状況もあります。アンケートを書くことでいじめが加速してしまう恐れなども心配されるところです。また、奈良委員からは先生方は多忙のため、いじめへの気づきが遅くなってしまうこともあるので先生方の多忙さを解消する必要があるいう意見もありました。そして、いじめには気づいているけれど、課題が大きく先生だけでは解決出来ず、慄いている先生の姿も想像できると思います。そこで、スクールロイヤーなどの専門的な価値を持っている人間が、いじめ対策室の説明にあったスクールソーシャルワーカーなどの支援チームにいれば先生方は非常に心強く、自分では解決出来ない課題を、スクールロイヤーがいる支援チームに相談することで先生方の助けになると思います。

また、湯澤委員が話されたいじめを起こさないための法教育についてですが、子どもたちにいじめは駄目なんだと教育するために具体的な事例を説明し、いじめをすることは犯罪になるんだと教え、伝えることが

大事なことだと思います。しかし、多忙な先生方が法教育まで伝えることは難しいと思います。法教育については、法律家などの専門家が子供、そして保護者に明確に教えることが非常に大切だと思います。

スクールロイヤーという存在がいじめへの支援チームに入ることや法 教育に携わると言う視点は今回の会議で改めて大切だと思いましたの で、今後議論を進めていただきたいと思います。

教 育 長

スクールロイヤーなどが支援チームに入ることや相談や助言をいただけると学校現場は非常に心強いと思います。改めて弁護士の立場からの意見として湯澤委員はどのように思いますか。

湯澤委員

市長の考えは非常に良いことだと思います。群馬県弁護士会では、「子どもの権利委員会」という団体があり、要請があれば学校などにも弁護士を派遣し、いじめの問題や社会生活に必要な法律的知識をテーマごとに講義をしています。また、いじめなどにより事態が大きくなってしまい、学校だけでは解決できない場合には、ADR(裁判外紛争解決機関)を作り、話し合いの場を設け解決を図っていく手法もあります。ADRは、他業界などで盛んに作られ紛争の解決が図られています。スクールロイヤーについては、他市のように弁護士が常駐してもらうことは予算的に厳しい面があり、問題が発生した時点で弁護士に相談するのが現実的だと思います。ただ、問題が発生してすぐに学校に来てほしい旨の相談をしても早急な対応を取ることは難しいと思いますので、弁護士会などと調整し、少しでも早く、学校側の相談、被害者や加害者の保護者の相談対応ができるような体制を作ることも大切だと思います。

市長

専門家である湯澤委員からの意見は非常に参考になります。先生方が問題を一人で抱え込まないようになること。また、スクールソーシャルワーカーなどの支援チームも紛争などに巻き込まれないためにもスクールロイヤーなどの専門家がいるだけでも学校現場は心強いと思いますので改めて研究を進めていただきたいと思います。また、先日発生してしまった県立高校生の自殺についても、今までのいじめ認知件数やいじめ対策室などが対応した情報などを市内小中学校はもちろんですが、県立学校とも連携を図れるような、群馬県との意見交換なども今後協議研究を進めていただきたいと思います

青少年課長

非常にありがたいことだと思います。

市長

最後に、この前橋市総合教育会議については定時で開催していますが、今後課題等があった場合の対応力をブラッシュアップするためにも 委員のみなさんには大変恐縮ですが、必要な時に随時に総合教育会議を 開催し、みなさんと議論をすることはいかがでしょうか。

(異議なし)

教 育 長

今の市長の言葉を学校現場が聞けば非常に喜ぶと思います。弁護士のように専門家に相談が出来て、助言がもらえる体制などの「専門的チームの充実」については市長と相談しながら今後積極的に検討していきたいと思います。ありがとうございました。

教育次長

次回の予定につきましては、協議すべき議題が出ましたら、改めて総合教育会議を開催させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教育次長

具体的な日程については、改めて事務局からご連絡を申し上げます。 以上で本日の会議事項は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。ありがとうございました。

(午後5時15分)